(vii) のれん

(viii) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(ix) 動産及び土地を含む不動産に係る他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わない。）並びに賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

注釈1　投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

注釈2　資産が投資としての性質を欠いている場合には、当該資産は、その形態のいかんを問わず、投資財産とはみなさない。投資としての性質には、出資の約束、出資の約束を通じた収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。

(j) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分をいう。

(k) 「締約国の投資家」とは、締約国の自然人又は企業であって、投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(l) 「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体及び協同組合を含む。）をいう。

注釈　協同組合とは、インドにおける関連する法律に基づいて設立される法定の事業体をいう。

(m) (i) 法人が締約国の者によって「所有」されるとは、当該締約国の者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 法人が締約国の者によって「支配」されるとは、当該締約国の者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(n) 「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であって、当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているもの

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(A) 他方の締約国の自然人

(B) (i)に規定する他方の締約国の法人

(o) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i) インドについては、インドの市民であること。

(ii) 日本国については、日本国の国民であること。

(p) 「原産品」とは、第三章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(q) 「両締約国」とは、日本国及びインドをいい、「締約国」とは、日本国又はインドをいう。

(r) 「者」とは、自然人又は企業若しくは法人をいう。

(s) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外の全ての分野における全てのサービスをいう。

(t) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。

注釈　法人がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、当該業務上の拠点を通じ第六章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される締約国の区域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(u) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第四条　透明性

1　各締約国は、自国の法令、行政上の手続並びに一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定であって、この協定の対象となる事項に関するものを公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び行政上の決定について責任を負う権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

第五条　行政上の措置に関連する手続

1　締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従って、次の事項を行う。

(a) 2に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2　締約国の権限のある当局は、自国の法令に従って、次の事項を行う。

(a) 自己による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めるよう努めること。

(b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとすること。

3　締約国の権限のある当局は、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従って、当該者に対し次の通知及び機会を与える。

(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第六条　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する自国政府による行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所又は司法上の訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、公平なものとし、及びそのような行為の行政上の実施について責任を有する当局から独立していなければならない。

2　各締約国は、当該裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、自国の法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となっている自国政府による行為に関し、2(b)の決定が関係当局によって実施されることを確保する。

第七条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する自国の公務員による腐敗行為を防止し、及びこれらを阻止するための取組を行うために、適当な措置をとる。